



島根県報

令和6年6月11日（火）

第 5 2 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	2
都市計画事業変更の認可（2件）	（下水道推進課）	2
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	（建築住宅課）	3

【公 告】

液化石油ガス販売事業者の認定	（消 防 総 務 課）	3
----------------	-------------	---

【特定調達公告】

衛星通信機器の買取に係る随意契約の相手方等	（原子力安全対策課）	4
-----------------------	------------	---

【正 誤】

令和6年3月29日付け島根県報号外第34号中	（総 務 課）	4
令和6年3月29日付け島根県報号外第39号中	（ ” ）	4
令和6年5月7日付け島根県報第512号附録中	（ ” ）	4

告 示**島根県告示第399号**

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年6月30日 公表

令和5年11月17日 変更

令和5年12月14日 変更

令和6年2月8日 変更

令和6年5月7日 変更

令和6年5月30日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

27,600トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	26,700トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

雲南市

2 都市計画事業の種類及び名称

雲南都市計画下水道事業

雲南市公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月26日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

島根県告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

隠岐の島町

2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

3 事業施行期間

平成16年11月26日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

島根県告示第402号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 支援法人の名称及び住所

ジェイリース株式会社

大分県大分市都町1丁目3番19号

2 支援業務を行う事務所の所在地

岡山県岡山市北区柳町1丁目12-1 岡山柳町ビル 8階801

公 告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により公告する。

令和6年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
有限会社奥田商店	奥田 薫	島根県松江市東出雲町揖屋2026番地	令和6年5月31日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
衛星通信機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県原子力環境センター 島根県松江市西浜佐陀町582番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
スカパーJ S A T株式会社 代表取締役 執行役員社長 米倉 英一 東京都港区赤坂一丁目8番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
65,340,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

正 誤

令和6年3月29日付け島根県報号外第34号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から1	島根県訓令第3号	島根県訓令第2号
3	上から13	島根県訓令第4号	島根県訓令第3号

令和6年3月29日付け島根県報号外第39号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から14	島根県訓令第5号	島根県訓令第4号

令和6年5月7日付け島根県報第512号附録中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から2	訓令 3	訓令 2

		訓令	4		訓令	3
7	上から2	訓令	5		訓令	4